

仕様書に関する質疑について

仕様書に質疑がある場合は、質疑書を役場政策財政課へ提出してください。

質 疑 書 様式は任意

提出期限 開庁日換算で閲覧日の翌々日の正午まで
※質疑書の提出がない場合は、質疑がないものとみなします。

提出方法 持参、F A X又はメールとする。

F A X番号 0 7 4 5 - 7 4 - 1 0 1 1

メールアドレス zaisei@town.ikaruga.nara.jp

※F A Xまたはメールで送信された場合は、到着確認のため、政策財政課入札担当者までご連絡ください。

回 答 書 開庁日換算で提出期限の翌々日以内に町ホームページにて掲載する。

※全指名業者から質疑がない場合は、掲載いたしません。